

死亡届の記載事項証明書について

戸籍の届書類は、原則として非公開とされています。

法令によって届書の記載事項証明書の提出が義務付けられている場合以外には交付できません。

交付できます

1 郵便局の簡易保険の保険金の請求

郵便局の民営化前の契約で証書の額面が **100万円**を超えるもの

2 厚生年金保険法の遺族厚生年金の請求

3 国民年金法の遺族基礎年金の請求

4 地方公務員等共済組合の遺族共済年金の請求

5 船員保険法の遺族年金の請求

6 戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金または弔慰金の請求

7 在郷死亡者の旧軍人などに関する死亡者書類の記載事項証明書の請求

8 労働者災害補償保険法の遺族補償給付の請求（平成 5.10.29 民二 6934）

労働基準監督署長発行の「死亡届記載事項証明書交付の依頼について」という請求書が必要

9 私立学校振興共済事業団の遺族共済年金請求

10 その他、法令・条例等により記載事項証明書の提出が義務付けられている場合

交付できません

- ①生命保険会社の生命保険
- ②農協共済の生命保険
- ③自動車損害賠償保険
- ④厚生年金基金に対する一時金請求
- ⑤その他法令で提出が義務付けられていないもの

死亡された方の本籍がさくら市にある死亡届は、翌月の 20 日頃以降になると宇都宮地方法務局で保管されます。法務局に請求する場合は次の書類を持参してください。

- 印鑑
- 身分証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカード等）
- 死亡された方との親族関係がわかる戸籍・除籍謄本等

宇都宮地方法務局戸籍課 Tel028 (623) 0921